

学校等における子どもの安全確保のための指針（新潟県）

第1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第14条第2項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、学校等（注）における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における子どもの安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

学校等の管理者等は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等という。）の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うことにより、安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域、関係機関及び関係団体との連携を図り、安全推進体制の整備に努めるものとする。

1 安全確保対策

学校等の管理者等は、平常時における安全体制を確立するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入防止策の策定
 - ① 出入口の限定
 - ② 門扉の施錠等の措置
 - ③ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板の設置
 - ④ 来訪者用の入口及び受付の明示
 - ⑤ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請
 - ⑥ 子どもの送迎時における保護者の確認
 - ⑦ 来訪者へのあいさつ、声掛けの励行

- ⑧ 不審者の侵入を防ぐための防犯カメラ等監視装置の効果的な運用
- ⑨ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置の検討
- ⑩ 不審者が侵入しようとし、又は侵入した場合に対処するための防犯ベル等の緊急通報装置の設置
- ⑪ 巡視、巡回の実施
- (2) 校外活動時における安全確保策の策定
 - ① 防犯ブザーの貸与、携行等
 - ② 校外活動訪問先等の校外機関との連絡・連携
 - ③ 校外活動時の連絡通報体制の整備
- (3) 休日等における安全確保策の策定
 - ① 始業前、放課後、部活動が行われる休日等（以下「休日等」という。）の活動における防犯体制の整備
 - ② 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (4) 「不審者侵入時の危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という。）の策定

2 施設・設備の点検及び整備

学校等の管理者等は、学校等の安全管理を徹底するため、次のような施設・設備の点検及び整備に努めるものとする。

- ① 門扉、団障、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- ② 防犯警報装置（警報ベル、ブザーなど）、防犯カメラ等の防犯設備
- ③ 校内放送設備等の通報装置、警察等への非常通報装置等の防犯設備
- ④ 死角の原因となる障害物（植栽等）
- ⑤ 避難の妨げとなる障害物（植栽等）
- ⑥ さすまた、防犯スプレーその他の不審者侵入に備えた防犯用具等

3 緊急時に備えた安全体制の確立

学校等の管理者等は、不審者が侵入し、子どもに危害が及ぶ危険が迫った場合等の緊急時に備えるため、「危機管理マニュアル」に基づき、次の事項の徹底に努めるものとする。

- ① 教職員等の危機管理意識の向上を図るための研修・訓練の計画及び実施
- ② 子どもの安全確保に有効な用具（さすまた等）の設置場所や使用方法
- ③ 職員室等への緊急連絡方法（緊急通報装置等の設置場所や使用方法等）
- ④ 子どもの避難誘導方法
- ⑤ 警察署、消防署等の関係機関への通報方法

- ⑥ 保護者、地域への連絡方法
- ⑦ 子どもの登下校方法
- ⑧ 遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡方法
- ⑨ 休日等の緊急連絡方法

4 関係団体、関係機関等との連携

(1) 保護者、地域及び関係団体との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会、青少年育成団体等）と連携し、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の敷地内及び周辺パトロールの協力体制の確立
- ② 「こども110番の家」との連絡協力
- ③ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立
- ④ 不審者情報等の周知の方法の確立
- ⑤ 子どもの登下校時等における見守り活動

(2) 市町村、警察署、消防署その他の関係機関との連携

学校等の管理者等は、市町村、警察署、消防署その他関係機関との連携を図り、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立
- ② 関係機関の協力による安全教室、防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- ③ 緊急時の連絡体制の確立
- ④ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応
- ⑤ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

(注) 「学校等」とは、次の施設をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
- (3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所
- (5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業（放課後児童健全育成事業）を行う施設